

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 評価調査者研修修了番号

SK2025083・SK2025082・SK2025084

③ 施設の情報

名称：松山乳児院	種別：乳児院	
代表者氏名：施設長 村上 眞實	定員（利用人数）：30名（24名）	
所在地：愛媛県松山市久万ノ台173番地		
TEL：089-922-9720	ホームページ： https://www.koinonia-as.or.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和28年3月31日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人コイノニア協会		
職員数	常勤職員：41名	非常勤職員：0名
有資格 職員数	（看護師）6名	（管理栄養士）1名
	（児童指導員）4名	（調理師）3名
	（保育士）15名	（社会福祉士）2名
	（公認心理師）2名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	小規模グループケア施設「はぐくみの家」：6部屋	本館：鉄骨・鉄筋コンクリート造 ・親子生活訓練室 ・防災拠点型地域交流スペース 小規模グループケア施設「はぐくみの家」：木造

④ 理念・基本方針

理念

- (1) キリスト信仰に基づいて、乳幼児とその家庭の支援に努める。
- (2) 利用者に対し敬愛の心をもってその権利擁護に努める。
- (3) 公平・公正なサービスの実現に努める。
- (4) 最善の援助提供を模索し、その方策の獲得に努力する。
- (5) 全ての職員の専門職としての資質向上を図る。

基本方針

- (1) 児童の生命を守り、心身の健全育成に努める。
- (2) 児童家庭の育成環境回復への支援に努める。
- (3) 愛着関係の構築を前提とした養育を目指す。
- (4) <自分を愛するように他者をも愛せる>存在を目指した養育に努める。
- (5) 心の受容を第一とした養育環境作りを目指す。
- (6) 常に児童にとって適切な養育環境整備に努める。

⑤施設の特徴的な取組

キリスト教精神に基づく生命の尊厳と人格の尊重を養育理念とし、〈自分を愛するようにその隣人を愛せる〉子どもを育てることを養育指針としています。

小規模グループケア施設とすることにより、より個別的なケアを提供しています。

家庭支援については専門相談員を1名配置し、家族に対するきめ細やかな支援と支援センターと連携して里親候補者とのより良いマッチングをすすめています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 7 年 6 月 1 日（契約日） ～ 令和 8 年 3 月 27 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 4 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 専門職一人ひとりの視点を生かした多職種連携の実践

各職員が専門職としての知見を生かしながら日々の支援にあたり、職種間で密に連携している。カンファレンス等を通じてそれぞれの専門性を持ち寄り、チームとして情報を共有することで、こどもの養育・支援において多角的かつ一貫性のあるかわりを実現している。

2. こども一人ひとりの育ちに向き合う、施設の意欲的な個別支援の取組

複数職員による養育体制のもと、こども一人ひとりの情緒や生活の変化を丁寧に捉えることが求められる中、今年度より全入所児を対象に個別支援計画の作成を導入した取組は、支援の質向上に向けた施設の主体的な姿勢として高く評価できる。また、記録を通じてこどもの変化やかかわりの経過を職員間で共有し、かかわり方の調整につなげていることは、交代制の体制においても関係性の連続性を意識した支援につながっている。個別支援計画を基盤に、乳幼児の安心感や安定した愛着関係の形成に向けた取組が着実に進められており、施設全体としての支援力が高められていることがうかがえる。

3. 運営課題の改善を通じた養育・支援の質の向上

第三者評価の受審結果や自己評価の結果から運営課題を抽出し、次年度の事業計画へ具体的に反映させている。計画の策定にとどまらず、課題改善に向けた取組を現場で実践することで、組織全体として養育・支援の質の向上につなげている。

◇改善を求められる点

1. 乳児院の特性を生かした育ちを支える環境づくり

乳児院は、生活のすべてが育ちの場となる一方、養育者が交代制となることでのかわりの連続性を確保する難しさを併せ持つ施設である。そのような状況の中、こどもを包み込む環境そのものがこどもの安心や育ちを支える大きな役割を果たし得る点は、乳児院の特性の一つといえる。乳幼児期は日々の生活の中で好奇心や育ちの芽が育まれる大切な時期であり、現在の取組を生かしながら、生活が遊びや学びへと広がるような環境づくりを重ねていくことが、こどもの主体性をさらに引き出すことにつながると考えられる。乳児院の特性を強みとして捉え、24時間の生活全体を通じた育ちの環境づくりが、今後さらに深められていくことが期待される。

2. 職員一人ひとりの成長につながる個別研修計画の策定

外部研修・施設内研修は計画的に実施されており、学びを大切にする体制が整備されている。一方で、職員一人ひとりの経験や課題に応じた個別研修計画は明確ではなく、学びが自己の成長目標と十分に結びついていない状況である。今後は、習熟度や資格等に応じた研修体系を整備し、個別の研修計画を策定することで、主体的なスキルアップと専門性の向上につながる体制づくりが期待される。

3. 定期的な面接による進捗確認と、個別の成長を支える支援体制の構築

年度末に自己評価シートを作成し、次年度の目標設定と達成状況を確認している。今後は、設定した目標に対する中間面接や期末面接の機会を位置づけ、直接的な助言や進捗確認を行うなど、職員一人ひとりの成長をよりきめ細やかに支援する体制の構築が期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で6回目の受審となりましたが、評価者の方々の客観的な視点から当施設の良い点や改善点を知ることができ、新たな気づきを得ることができました。また、利用者アンケートからは、普段は聞くことのできない利用者の皆さまの声を伺うことができ、今後の励みにもなりました。ご指摘いただいた改善点につきましては、今後の課題・目標として受け止め、さらなる福祉サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>運営理念と運営方針を明文化し、施設内掲示やホームページ、機関誌等に掲載している。職員には、入職時研修や年度末の月例会において周知と再確認を行い、組織内への浸透を図っている。保護者には、昨年度より理念・方針を明記した文書「ご家族の皆様へ」や「一時保護を利用する保護者の皆様へ」を新たに整備し、入所時にこれらの文書を用いて説明することで、理念・方針の周知を図っている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>国の社会的養護の動向や県の社会的養護推進計画、児童相談所からの情報等をもとに、施設経営をとりまく環境の変化を把握している。これらの情報を踏まえ、入所率の推移や地域の養育ニーズを精査し、経営状況の的確な把握・分析を行っている。</p>		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>経営環境の変化に伴う経営課題を明確にし、事業計画の中で具体的に示している。策定した事業計画は、理事会や施設運営会議にて報告・共有を行っている。職員に対しては、年度末の月例会で次年度の計画内容を周知することで、処遇計画の推進や人的対策、設備の改修といった課題解決に向けた具体的な取組を施設全体で実施している。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は、運営理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、経営課題や問題点の解決・改善に向けた内容となっている。今後は、各課題の解決に向けた取組状況をより客観的に評価するため、具体的な目標数値や指標を示し、計画がどこまで進んでいるかを明確に把握できるようにすることが望まれる。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえた単年度計画が具体的に策定されている。今後は、数値目標や具体的な成果等を設定することで、実施状況の評価を行える内容になることが望まれる。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は規定の時期・手順に基づき、適切に策定されている。半期ごとに処遇統括や専門職、ホーム長等が進捗を報告書にまとめ、施設運営会議での振り返りを経て次年度計画へ反映させる体制が構築されている。策定された計画は理事会の承認後、3月の月例会等を通じて職員へ周知・説明を行っている。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、玄関への掲示や機関誌への掲載を通じて、保護者等に対して周知を図っている。今後は、計画の重点目標や具体的な取組内容について、紙面での解説や懇談会の場を活用するなど、保護者等がより内容を深く理解できるような積極的な働きかけが期待される。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こども一人ひとりの特性や発達課題をきめ細かく捉え、個別指導計画や自立支援計画を策定している。今年度より施設独自の個別支援計画により、多職種による組織的な支援・見直し体制を構築している。また、職員が毎月作成する保育の振り返りや、第三者評価の受審、年1回の自己評価を実施し、その分析を通じて運営課題を明確にするとともに、養育・支援の質の向上に向けた継続的な取組を行っている。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価の受審や年1回の自己評価を実施し、その分析を通じて抽出された運営課題を文書化している。これらの課題は施設運営会議で共有のうえ、具体的な改善策として次年度の事業計画へ反映させている。また、月例会等を通じて職員間でも課題の共有を図るなど、質の向上に向けた計画的な取組が行われている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任は、業務マニュアルに明文化されるとともに、有事の際の事業継続計画（BCP）や安全計画においても明確にされている。これらの方針は、年度当初の会議や施設運営会議等の機会を通じて職員へ直接表明されている。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c

<p><コメント></p> <p>施設長は、経営者協議会や全国乳児福祉協議会からの情報、施設長研修への参加、福祉新聞等を通じて各種情報を収集している。収集した情報は、遵守すべき法令等について、職員への周知と理解を図っている。昨年の育児休業法改正の際には、月例会を通して制度の周知や体制整備に向けた取組を行った。</p>		
<p>Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は毎月の保育の振り返りや各リーダーの気づきや指導記録等を確認し、現場の状況把握に努めている。また、研修の充実を図るため、月例会後に研修を行う形式に変更したことで、多くの職員が参加できる体制を整えている。職員の意見を反映させるため、日頃から現場の声を把握し、月例会でも意見交換を行っており、これらの意見をもとに、環境面の整備や具体的な改善を進めている。</p>		
13	<p>Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、コストや利用状況を分析し、その結果を事業計画に反映させ、経営の安定化を図っている。施設運営会議では運営上の課題を多角的に検討し、具体的な改善策の決定や周知を主導している。また、職員の要望を受け、今年度より時間単位で有給休暇が取得できるようにするなど、福利厚生の実質や働きやすい環境づくりに取組んでいる。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ハローワークや福祉人材センター、一般求人サイトなど様々な媒体を活用し、幅広い層への周知に努めている。処遇統括による大学訪問等で施設の魅力を発信し、実習生の受入れも単なる実習にとどめず、将来の採用につなげる機会として活用している。また、専門職を適正に配置するとともに、各職種の業務・役割を文書化し、職員間での共通理解を図っている。</p>		

15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事基準（採用・配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が定められており、総合的に人事管理が行われている。また、職員の心得等で期待する職員像等を明確に定めており、研修等を通じてその理解を図っている。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>処遇統括による日常的な対話や年度末の個別面談を通じ、職員の意向の把握に努めている。福利厚生面では、外部の福利厚生サービスを導入し、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。また、時間単位の有給休暇に加え、育児休業や短時間勤務制度も整備して、職員のライフステージに合わせた柔軟な働き方を支援している。</p>		
Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>年度末に自己評価シートを作成し、次年度の目標設定と達成状況を確認している。現在は施設長への提出にとどまっており、設定した目標に対する中間面接や期末面接による直接的な助言の機会が十分とはいえない。今後は、定期的な面接の仕組みづくりや進捗の確認等を通じて、職員一人ひとりの成長を支援する体制の構築が期待される。</p>		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>年間研修計画に基づき、職員が学べる体制を整えている。研修テーマには職員の希望を反映させ、施設内研修に加え、外部講師による専門研修を実施するなど、学びの機会を設けている。今後は、職員一人ひとりのスキルアップを図るため、研修体系のさらなる整理や、個別の成長段階に応じた支援の強化に期待したい。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>研修計画に沿って、職員一人ひとりが施設内研修や外部研修に参加できる体制はあるが、習熟度や資格等に応じた体系的な研修、および個別の研修計画の策定については今後の課題となっている。今後は、現場でのきめ細かな個別のOJTの工夫など、一人ひとりの習熟度に合わせた育成体制のさらなる充実が期待される。</p>		

Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れと育成に関する基本姿勢を事業計画に明示し、マニュアルを整備して積極的に取組んでいる。各種学校の実習担当者と連携を図るとともに、実習指導者向けのマニュアルに基づいた適切な指導を行っている。特に指導上の留意点については、処遇統括が直接指導に当たるなど、受入れの質の向上を図っている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページや機関誌において、理念や事業計画、報告書、苦情相談の内容等を公開している。また、施設の活動状況や日常の様子も発信することで、利用者や地域住民に対して開かれた組織運営を実践している。第三者評価の結果も公開するなど、運営の透明性を確保するための情報公開が適切に行われている。</p>		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>公正かつ透明性の高い事務処理等の取組と内部監査による確認が行われているが、さらに公正・透明性を高めるためにも、外部の専門家による監査支援等を期待したい。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の散歩や買い物といった外出を通じて、日常的な挨拶を交わすなど、地域住民とのコミュニケーションを図っている。また、地域住民や高校生などのボランティアを積極的に受入れることで、こどもたちが多様な世代の人々と交流し、社会性を育む機会となっている。</p>		
24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㊦・b・c

<p><コメント></p> <p>ボランティアの受入れに関する基本姿勢を事業計画に明文化し、対応マニュアルの整備により一貫した受入れ体制を確立している。地域交流の基本方針を事業計画等に明記しており、高校生の部活動や地域住民、里親希望者によるボランティア活動を積極的に受入れている。こうした多様な交流を通じて、こどもの生活環境を豊かにするとともに、開かれた施設運営を行っている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２）関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ－４－（２）－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関や団体等を整理した社会資源リストを作成し、日々の支援に活用している。各機関との定期的な連絡会等を通じて密な連携を図っており、これらのネットワークは、入所中の支援から退所後の家庭復帰や新たな養育環境等で安定した生活が送れるよう、支える体制として機能している。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>昨年度、系列の里親支援センターへ専門職員を派遣し養育指導を行う取組は、乳児院の専門的な養育支援を地域に還元するとともに、里親家庭のニーズを直接把握する機会となった。今後は、関係機関や団体等との連携を通じ、さらなる地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に期待したい。</p>		
27	<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時に施設の地域交流スペースを避難場所として活用できるよう運用計画を定めており、地域住民の安全を支える防災拠点としての役割を担っている。今後は、地域の福祉ニーズや生活課題の把握にさらに努め、それらに基づく具体的な事業や活動の内容を計画等で明示し、地域貢献の取組をさらに進めていくことが期待される。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもを尊重した養育・支援の実施について、理念や基本方針、事業計画に掲げるだけでなく、職員の心得や虐待対応マニュアルなどの規定にも反映させ、日々のかかわりの指針としている。また、権利擁護をテーマにした学習会を行い、言葉で伝えることが難しい乳幼児期のこどもの人権や最善の利益について、職員一人ひとりが共通の理解をもてるよう努めている。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>日々の生活では、「常に目を行き届かせること」を大切にしながらも、一人ひとりの尊厳を損なわないかかわりに努めている。衣類や玩具などの私物は、個人のケースで管理し、着替えや入浴、排泄の場面では他者の視線を遮るなどの配慮をしている。今後は、こうした現場の取組をマニュアルとして明文化し、より一貫した支援体制を築いていく意向がある。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>入所にあたっては、理念や支援内容、施設の特性をまとめた「ご家族の皆様へ」を新たに作成し、書面と口頭を組み合わせで説明している。また、福祉総合支援センターの職員とともに家庭訪問や施設見学の受入れにも随時対応しており、保護者が安心して利用できるよう、必要な情報の提供に努めている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の開始にあたっては、家庭支援マニュアルやガイダンスに沿ってわかりやすく説明し、確認書で同意を得ている。また、日々の様子については、面会時に伝えるほか、写真やコメントを添えたお便りで、こどもの日々の成長を伝えている。</p>		

32	Ⅲ—1—(2) —③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行にあたっては、支援の継続性に配慮したマニュアルに基づき、規定の引継ぎ文書を用いて正確な情報共有を行っている。退所後も保護者等が相談できるよう、複数の相談窓口を明記した文書を配布し、口頭でも丁寧に説明している。環境が変化した後も、保護者の状況に配慮しながら、継続した支援を行っている。</p>		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3) —① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の記録を通じて、こどもの細かな変化や様子を把握している。汲み取ったこどもの意向やサインについては、必要に応じてアセスメントカンファレンスやホーム会などで共有し、組織として具体的な対応を検討している。これらの会議を通じて、日々のかかわりや具体的な支援に活かしている。</p>		
Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4) —① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した文書を掲示するとともに、入所時等の資料を用いて保護者へ説明を行っている。法人の利用者権利擁護規定に基づき、プライバシーに配慮したうえで、寄せられた苦情や要望の内容、およびその解決結果を公開する仕組みを整えている。</p>		
35	Ⅲ—1—(4) —② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>新たに作成した「ご家族の皆様へ」を配布し、入所時から退所後までを見据えた相談体制をわかりやすく周知している。資料には「生活の中で聞きたいことや相談したいことがあれば、いつでもご連絡ください」と記載するとともに、担当者名などを明記するなど、相談のしやすさに配慮している。</p>		
36	Ⅲ—1—(4) —③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱を設置したり、面会簿に記入欄を設けたりするなど、保護者が意見を伝えられる工夫をしている。寄せられた意見には迅速に対応することを基本としているが、専門的な判断が必要な場合は、マニュアルに沿って各専門職と連携して検討する体制を整えている。事案によっては、施設内で検討したうえで回答している。</p>		

Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>事故対応や安全確保の手順をマニュアル化し、月例会やホーム会を通じて職員へ周知している。ホーム会では、ヒヤリハット事例や事故報告を共有し、こども一人ひとりの特性に応じた具体的な注意点を検討するなど、個別性の高いリスク把握に努めている。また、職員研修の実施や、現場職員からの危険箇所に対する指摘へ迅速に対応した事例がある。現場での共有は行われているが、今後は責任者の選任や委員会の設置など、組織としての体制づくりをさらに強化していくことが期待される。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策については、事業継続計画（BCP）において責任者や各職員の役割分担を明確に定めた管理体制を構築している。予防策や発生時の具体的な対応手順は、ホーム会や研修を通じて周知しており、マニュアルの定期的な見直しも実施している。こうした組織的な備えと、日々の感染予防対策の実践により、こどもたちが安心・安全に生活できる環境を確保している。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>事業継続計画（BCP）や安全マニュアルに基づき、発災時の対応体制を整備している。事業継続計画（BCP）等に変更が生じた際は月例会で職員に伝えるなど、最新の情報共有に努めている。避難訓練を毎月行い、年に1回は消防署や警備会社が立ち会い、専門的な助言を得ながら訓練を実施している。さらに、食料や医薬品等のリストを作成し備蓄を整備している。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法は、業務・養育・保健・給食・心理などの各種マニュアルとして文書化し、それに基づき支援を実施している。新任職員の事前オリエンテーションにおいてこれらを用いた周知徹底を図るとともに、各マニュアルは職員がいつでも閲覧できるように各ホームに設置し、一貫性のある養育・支援が実施できるようにしている。</p>		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期や具体的な手順が明確に定められている。毎年1月を基本としつつ、今年度はさらに7月・9月・11月の施設運営会議においても議題として取り上げ、見直しを行った。会議では職員の意見や提案を反映させており、現場のニーズや日々の支援状況を反映したマニュアルへの更新を図ることで、質の高い養育・支援の実施につなげている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>各専門職が連携し、多職種によるアセスメントに基づく自立支援計画を策定している。計画には、こども一人ひとりの発達段階や課題に合わせた具体的なニーズを反映させ、養育・支援の具体的な内容を明示することで、職員が共通の目標を持って支援にあたる体制を整えている。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、指導計画を作成し日々の養育・支援の指針を明確にしており、半年に1回、これらの積み重ねに基づいた自立支援計画の評価・見直しを行っている。見直しについては、アセスメントカンファレンスを開催し、こどもの状況の変化に合わせて計画の修正を行っている。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの日々の様子や支援の経過は、日々の記録に詳細に記録され、交代勤務制における情報共有の基盤となっている。これらの記録は、各会議において支援方針を決めるための重要な判断材料としても活用されている。また、処遇統括が内容を確認し、必要に応じて個別に指導を行うことで、正確な記録が残せるよう取組んでいる。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長を責任者とする個人情報管理規程および規則を定め、管理体制を構築している。職員には、これらの規程に基づき記録管理の徹底を周知するとともに、個人情報の取り扱いに関する誓約書を交わしている。また、保護者等に対しても、入所時に個人情報の取り扱いについて説明を行うなど、組織全体で個人情報の管理体制を確立している。</p>		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの権利擁護について、マニュアル整備や学習会、各会議（月例会、ホーム会）を通じ職員間で理解が共有されている。日々の保育の工夫としては、絵本などを活用し、こどもが思いや感情を表現できるよう配慮したかかわりが行われている。また、「乳児院倫理綱領」を活用し、職員が自らのこどもへのかかわりを振り返る機会とし、権利擁護の充実に努めている。</p>		
A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—（2）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>不適切なかかわりの防止について、対応マニュアルの整備に加え、職員研修や日常的な声かけ・振り返りを通して、施設全体での意識の共有が継続的に行われている。また、職員同士が日々のかかわりを確認し合い、気になる場面について共有・相談する文化が定着しており、早期発見と未然防止を意識して実践的な取組を日常的に行っている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—（1）養育・支援の基本		
A③	A—2—（1）—① こどものこころによりそいながら、こどもとの愛着関係を育んでいる。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の特性上、複数職員の養育体制であるため、日々の生活場面においてこどもの情緒の変化や関係性の深まりを丁寧に捉え、共通理解を図りながら、記録・共有し、かかわり方の調整に努めている。今年度より全入所児を対象に個別支援計画の作成を導入している。作成については、養育担当者と施設内の各専門職が参画し、こどもの具体的なエピソードや職員の気づきを反映しながら、こども一人ひとりの生活実態に即した支援方法を検討し、組織として計画的・継続的に取組を進めている。合わせて、担当養育制を基本とし、特定の大人との継続的で応答的なかかわりを通して、乳幼児との安定した愛着関係の形成に取り組んでいる。</p>		

A④	A—2—(1)—② こどもの生活体験に配慮し、こどもの発達を支援する環境を整えている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>少人数でのこどもの生活を基本とし、可能な限り一般家庭に近づけようとする具体的な工夫が日常的に実践されている。働きかけや言葉かけについては、行動観察チェックやカンファレンスを通してこどもの発達状況を共有し、日々のかかわりを振り返る体制が整えられている。こどもの欲求や思いに対しては、スキンシップを行うなど気持ちを汲み取り、かかわり方を確認・修正しながら実践している。また、戸外遊びや少人数での買い物体験、畑での野菜の栽培・収穫を通して、豊かな生活体験に取り組んでいる。食事の場面では、こどもの目の前で配膳を行い家庭的な雰囲気の中で人とのかかわりを大切に、月1回の調理活動では栄養士を中心に、食を通じた生活体験を重視した家庭的養護の理念に基づく取組が行われている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑤	A—2—(2)—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>授乳については、発達段階に応じた量や時間、排気のさせ方などの基本的援助方法についてマニュアルが整備され、職員間で共通理解を図っている。一方で、夜間の時間帯は一人の職員が複数の乳児に同時に対応しているため、安全には十分配慮しながらもこども一人ひとりの状態やリズムに十分にに応じたかかわりが常に確保できる体制には至っていない。今後は、マニュアルに基づく支援を安定的に実践できる体制づくりを進め、より一人ひとりの発達や生活実態に即した授乳支援の充実が求められる。</p>		
A⑥	A—2—(2)—② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>離乳食については、給食マニュアルに基づき基本的な援助方法が共有され、養育者と栄養士等が連携しながら、一人ひとりの発達状況に応じた対応が行われている。一時保護を含む入所形態の特性を踏まえ、入所前の養育状況や食習慣にも配慮し、無理のない進め方が工夫されている。また、ネグレクト等の影響や発達の遅れにより、咀嚼が難しいこどもや味への抵抗を示すこどもに対しては、食形態を調整し、時間をかけてかかわるなど、咀嚼機能の獲得を促す工夫を実践している。必要に応じて専門機関とも連携し、適切な離乳食支援が行われている。</p>		
A⑦	A—2—(2)—③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	㊦・b・c

<p><コメント></p> <p>食事が子どもにとって安心して過ごせる時間となるよう、清潔で落ち着いた環境づくりや、身体に合ったテーブル・椅子の調整など、基本的な配慮が行われている。子どもの発達段階や状態に応じて、手づかみやスプーン等を用い、自分で食べようとする意欲を大切にしたかかわりが実践されている。また、家庭での養育環境の影響で感覚過敏や食べ方に個人差のある子どもに対しては、食材やかかわり方を工夫したり、子どもの様子に寄り添ったりして、情緒の安定にも配慮しながら、無理なく食事を楽しめるよう個別に対応している。</p>		
A⑧	A-2-(2)-④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>栄養管理については、栄養士を中心にケアワーカーと連携し、子どもの発達段階や体調、アレルギーの有無に配慮した食事提供が行われている。離乳食開始時には、医師の指示や既往歴を踏まえ、食材を一種類ずつ確認しながら進めるなど、安全面を重視した対応が徹底されている。また、給食内容検討会や月例会を通じて、摂取状況や体調変化を共有し、必要に応じて献立や提供方法の見直しが行われている。除去食が必要な場合は、誤食防止に留意しながら代替食を工夫している。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑨	A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類管理については、各ホームに衣類担当者を配置し、気候や生活場面、子どもの発達段階に配慮した衣類管理が行われている。個別の衣類管理はケアワーカーが担い、サイズや着脱のしやすさ、素材への配慮など一人ひとりの状態に応じた対応がなされている。必要に応じて衣類を購入し、子どもの意向を尊重しながら、共に衣服を選ぶ機会を設けている。また、衣服の調節や着替えに関する配慮は、生活場面での個別援助として職員間で共有されており、子どもが安心して快適に生活できる環境づくりが行われている。</p>		
A⑩	A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームごとに睡眠チェック表を設け、入眠後は15～30分毎に観察を行うなど、乳幼児の睡眠状況を丁寧に把握している。居室には温湿度計・加湿器を設置し、測定結果を勤務日誌に記録することで、気候や室内環境の変化に応じた調整が行われている。乳幼児突然死症候群（SIDS）防止のため乳児用呼吸モニターを設置している。また、入眠前後のかかわりや睡眠中の様子については、保育の振り返りの中でケアワーカーが確認・共有し、乳幼児一人ひとりの発達や心理に配慮した睡眠支援が継続的に行われている。</p>		

A⑪	A—2—(3)—③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>各ホームに浴室を設け、一対一での入浴を基本とし、安全に配慮した入浴・沐浴支援が行われている。発達状態に応じて沐浴から入浴への移行を判断し、体調不良時の対応や感染症予防にも留意し、乳児は生活リズムを考慮し午前中に沐浴を行い、幼児は職員配置が整った時間帯に入浴するなど、施設の特性を踏まえた体制で実施されている。また、浴室や浴槽、入浴用具などは常に清潔に保たれている。入浴時には声かけやかかわりを大切に、おもちゃを用いるなどしてこどもの心身の安定や愛着形成につながる入浴支援が実践されている。</p>		
A⑫	A—2—(3)—④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>乳幼児の排泄について、発達過程を踏まえた個別支援が行われ、オムツ交換時には声かけを大切に、安心して排泄ができるよう配慮している。排泄への興味が見られる場合には、無理なく便座に誘導するなど、自発的な排泄につながるかかわりがなされている。また、便秘傾向にあるこどもは医師と相談し、運動面や栄養面については栄養士と連携して対応している。昨今、年齢が高めの入所傾向があることを踏まえ、性別に応じた排泄支援にも配慮し、ケア内容はケアワーカーによる振り返りや記録を通して共有され、継続的な支援につなげている。</p>		
A⑬	A—2—(3)—⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>発達段階や目的に応じた玩具選定、個別支援計画への反映、玩具の個別化や私物と共有物の区別など、専門的視点に基づく具体的な支援が行われており、家庭とは異なる環境にある乳幼児への配慮が随所に見られる。一人ひとりのこどもの状況を踏まえた工夫や実践の積み重ねが確認でき、適切に実施されている。一方で、生活と遊びを分けた構成となっていることから、乳幼児の発達特性を踏まえた好奇心や主体性をより一層引き出す環境づくりについては、さらに工夫が期待される。</p>		
A—2—(4) 健康		
A⑭	A—2—(4)—① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>定期健康診断を実施するとともに、健康観察記録として日々の記録を活用し、日常的にこどもの体調変化を把握している。異常時には速やかに受診や緊急対応につなげる体制が整えられており、受診時には職員がこどもに同行して医師と情報共有を行い、こどもの生活実態や施設の状況を伝えることで医療との連携強化につなげている。また、医師を学習会の講師として招き、施設の課題を共有することで、職員の学びを深め、共通理解の醸成を図っている。</p>		

A⑮	A—2—(4)—② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>医療機関等の協力のもと、日々の記録をもとに病・虚弱児等のこどもの受診内容や日常の留意点を整理し、施設に持ち帰った情報を個別支援計画の作成および日常の療育に生かしている。主治医や専門医の見立てを踏まえて支援の方向性を整理している。また、職員間の振り返りや共有を通して支援内容の統一と継続性を図っており、病・虚弱児等の特性に配慮した療育の提供につながっている。</p>		
A—2—(5) 心理的ケア		
A⑯	A—2—(5)—① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>心理的支援が必要な乳幼児について、こどもの個別ファイルを活用し、心理士の見立てや日常の様子を踏まえた支援内容が整理されている。一人ひとりの状況に応じたかかわり方や声かけの工夫が職員間で共有され、日常生活の中で心理的支援が継続的に行われている。また、親子関係の構築や家庭復帰を視野に入れ、家庭支援専門相談員と心理士が連携しながら、保護者等への心理的支援に対応している。必要に応じて家庭支援専門相談員が保護者の病院受診に同行するなど、保護者との関係づくりにもつながる支援が行われている。</p>		
A—2—(6) 親子関係の再構築支援等		
A⑰	A—2—(6)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に、家庭との信頼関係づくりに継続的に取り組み、家族からの相談に応じる体制を整えている。面会や相談の機会を通して、保護者の不安や思いに丁寧に傾聴し、養育スキルの向上や今後の家庭引き取りの在り方について、助言・支援を行っている。また、こどもの日常生活の様子については、おたよりや写真などを用いて家庭に伝え、こどもの成長を共有できるよう工夫している。</p>		
A⑱	A—2—(6)—② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>親子関係再構築に向け、家庭支援マニュアルに基づき支援を行うとともに、入所以降の支援の方向性については、月1回のアセスメントカンファレンスにおいて専門職が集まり検討している。また、外出・外泊の前にはこどもの状態の確認を行い、家庭からの不適切なかわりがあった際に早期発見できるよう努めている。一方で、家庭支援専門相談員の体制が2名から1名に減少したことにより、支援の安定性や実施体制の充実に課題が生じている。今後は、限られた人員体制の中でも役割分担や記録様式の工夫、関係機関との連携強化等により、親子関係再構築支援の実効性を高めていくことが期待される。</p>		

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑱	A-2-(7)-① 退所後、こどもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの退所後の安定した生活を見据え、退所先の状況に応じた支援を計画的に行っている。特に家庭引き取り・里親委託前には、福祉総合支援センター等の関係機関とケースカンファレンスを実施し、施設から親子それぞれの情報提供を行ったうえで、退所後の具体的支援の役割分担について確認・相談を行い、切れ目のないアフターケア体制を整備している。</p>		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A㉓	A-2-(8)-① 継続的な里親等支援の体制を整備している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>里親等委託の推進に向け、児童相談所や里親支援センター等の関係機関と連携しながら、里親等委託前後の支援や相談対応、情報共有に取り組んでいる。また、里親を希望する地域の人への相談対応や、委託に至るまでの調整、里親等の状況に応じた支援についても、可能な範囲で継続して実施している。一方で、令和5年度以降に国が予定していた里親支援専門相談員の配置が制度上見送られたことにより、既存職員が兼務するという状況であり、施設内において専門的かつ継続的な里親等支援体制を十分に整備するには至っておらず、体制としては限定的である。</p>		
A-2-(9) 一時保護委託への対応		
A㉔	A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>一時保護委託を受入れる体制が整備され、児童相談所と連携しながら積極的に受け入れを行っている。受け入れに当たっては、福祉総合支援センター等を通じて、こどもの健康状態や家庭状況、入所理由等について事前に可能な限り情報収集を行い、入所後のケアに適切に反映させている。また、入所時には既往歴や生活上の留意点を丁寧に確認し、個別性に配慮した健康管理と養育につなげている。さらに、一時保護受け入れに関する対応は、事業計画やマニュアルに位置付けられ、記録として整理されている。多職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境を見据えたアセスメントに基づく支援を行っている。</p>		

A⑳	A—2—(9)—② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>緊急一時保護委託に対応する体制が整備され、児童相談所からの要請に応じて、夜間や休日を含め積極的に受け入れを行っている。受け入れ後は、観察室での観察期間を設け、子どもの状態や行動特性を丁寧に把握し、多職種によるカンファレンスを通じてアセスメントを行い、養育・支援に反映させている。また、緊急一時保護受け入れに関する対応はマニュアルに基づいて整理されており、入所時には必要に応じて医療機関と連携するなど、健康管理や感染症への配慮も行われている。突発的で情報が限られる状況下においても、子どもの安全と安定を最優先とした対応が実施されている。</p>		